

鳥取県立鳥取療育園 安全管理委員会 設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県立鳥取療育園安全管理指針に基づき、園内における安全対策を総合的に企画、実施するために、安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、次の職員をもって構成する。

医師、看護師、リハビリテーション職員、通園職員、その他必要と認める職員

2 委員会に委員長を置き、委員長は園長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

(委員会の会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長になる。

2 委員会に付議する議題等は、あらかじめ各委員に通知する。

3 委員会は、月1回の定例会と委員長の判断による臨時会とする。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1)安全確保を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止策の検討に関すること
- (2)事故防止のための職員に対する指示に関すること
- (3)事故防止のために行う提言に関すること
- (4)事故防止活動及び安全に関する職員研修(年2回程度)の企画、立案
- (5)事故に係る訴訟に関すること
- (6)その他医療機器に関する医療事故対策等に関すること
- (7)安全計画の作成・改定に関すること
- (8)医療安全管理者に関すること
- (9)医療事故調査委員会に関すること

(参考人)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、定例会ないし臨時会に関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 委員長は、必要と認めるときは、職員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(職員の責務)

第6条 職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から利用者への療育の実施、諸機器の取り扱いなどに当たって、事故の発生を防止するよう細心の注意を払わなければならない。

(インシデント報告)

第7条 園長は、事故の防止に資するよう、ヒヤリ・ハット事例の報告を促進するための体制を整備する。

2 インシデント事例を体験した職員は、別に定める「インシデントレポート」を積極的に提出

し、今後の事故防止に努めなければならない。

3 「インシデントレポート」は、委員会に提出する。

4 「インシデントレポート」を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益な処分を行ってはならない。

(事故報告)

第8条 職員は、自己の行為で事故を引き起こしたときは、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び部門の長等への口頭報告等、所要の措置を講じた後、速やかに「事故報告書」を提出しなければならない。

第9条 本要綱の修正は、総括会議の承認を得る。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

令和5年10月20日改正とする。

令和6年4月19日改正とする。